

卷 末 資 料

- 資料 1 瑞穂町環境基本条例および施行規則
- 資料 2 策定経過
- 資料 3 用語解説集

資料 1 瑞穂町環境基本条例および施行規則

○瑞穂町環境基本条例

平成 19 年 3 月 15 日

条例第 12 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策（第 7 条—第 14 条）

第 3 章 瑞穂町環境審議会（第 15 条）

第 4 章 雑則（第 16 条）

附則

私たちのまち瑞穂町は、古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、狭山丘陵をはじめとした、緑豊かな自然環境を保ちつつ発展を続けてきました。

しかしながら、私たちの生活が物質的に豊かで便利になる一方で、大量の資源やエネルギーを消費することにより、大気汚染等生活環境の悪化と地球温暖化等自然環境の破壊を引き起こし、地球環境に多大な影響を及ぼそうとしています。

私たちは、このことを十分に認識し、私たちの生活や活動を環境にやさしい省資源型に改めるとともに、循環型社会システムを形成することによって、健康で安全かつ快適に暮らすことができる良好な環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、すべての人々の協力のもと、豊かな環境を保全し創出するとともに、人と自然との共生をめざし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちをつくるため、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、瑞穂町（以下「町」という。）の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり町民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる循環型社会を構築し、自然と共生した良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化及びオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに人の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、町民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全及び人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (3) 良好な景観の保全等に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

- 2 町は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 3 町は、環境の保全等を図る上で町民及び事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、瑞穂町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本方針

(3) 環境の保全等に関する配慮の指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ瑞穂町環境審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第8条 町長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 町長は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第9条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するため、環境の保全等に関する情報の収集に努めるとともに、町民及び事業者の権利利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 町は、町民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるため、環境に関する学習を推進するものとする。

(自発的活動の促進)

第11条 町は、町民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定等)

第12条 町は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

2 町は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国、東京都等との協力)

第13条 町は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第14条 町は、国等と連携し地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 瑞穂町環境審議会

(環境審議会)

第15条 町の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、瑞穂町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等の施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項及びその推進状況に関し、町長から報告を受け、必要に応じ町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(瑞穂町環境保全条例の一部改正)

第3条 瑞穂町環境保全条例（昭和48年条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○瑞穂町環境基本条例施行規則

平成 19 年 5 月 31 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町環境基本条例(平成 19 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の人数)

第 2 条 条例第 15 条第 4 項各号に掲げる者の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 町民 3 人以内
- (2) 事業者 3 人以内
- (3) 学識経験者 4 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項の瑞穂町環境審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、公開するものとする。ただし、審議会の決定によりこれを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、住民部環境課において処理する。

(平成 20 規則 10・一部改正)

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日規則第 5 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2 策定経過

年月日	内 容	備 考
平成 30 年 5 月 30 日	平成 30 年度 第 1 回環境審議会	・ 瑞穂町環境基本計画 策定諮問 ・ 瑞穂町環境基本計画策定について
平成 30 年 7 月 24 日 ～ 8 月 2 日	各課ヒアリングの 実施	各課ヒアリング（施策進捗状況、目標等）
平成 30 年 8 月 1 日 ～ 8 月 20 日	町民アンケートの 実施	・ 18 歳以上の町内居住者 配付 2,000 件、回収 683 件
平成 30 年 8 月 17 日 ～ 8 月 31 日	事業所アンケートの 実施	・ 町内事業者 配付 100 件、回収 41 件
平成 30 年 11 月 14 日	平成 30 年度 第 2 回環境審議会	・ 環境に関する意識調査報告書及び第 2 次瑞穂町環境基本計画の策定について
平成 30 年 11 月 22 日	事業所ヒアリングの 実施	3 事業所を対象に実施 （地域での環境保全活動状況、町との連携意向等）
平成 30 年 12 月 19 日	平成 30 年度 第 3 回環境審議会	・ 第 2 次瑞穂町環境基本計画素案について
平成 31 年 1 月 11 日 ～ 1 月 31 日	パブリック・コメント の実施	意見 5 件

平成 30 年度瑞穂町環境審議会委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
小 澤 吉 行	公募町民	
近 藤 静 子	公募町民	
吉 平 幸 枝	公募町民	
瀧 澤 千代子	事業者	
岡 本 日 吉	事業者	
上 野 勝	事業者	
清 水 浩 昭	学識経験者	会長
照 井 浩 司	学識経験者	
荒 井 和 誠	学識経験者	
小 山 勝 壽	学識経験者	副会長

資料3 用語解説集

【ア行】

アイドリングストップ

自動車の駐・停車時における不必要なエンジンの稼動を停止すること。大気汚染防止や騒音・悪臭防止とともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

I P C C (Intergovernmental Panel on Climate Change、アイ・ピー・シー・シー)

気候変動に関する政府間パネルのこと。人間の活動の影響による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿(せきめん、いしわた)」のこと。以前は建築物において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。その後も、スレート材、断熱材等で使用されてきたが、現在では、製造が禁止されている。石綿は、飛び散り、吸い込むことで、悪性中皮腫や肺がんを引き起こすことが知られており、大気汚染防止法等で飛散防止や、ばく露防止が図られている。

生垣助成制度

瑞穂町生垣設置事業補助金。緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進するため、生垣を設置しようとする住民に対し、経費の一部を助成する制度。

一般廃棄物

家庭から出るごみやし尿など産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は市町村が一般廃棄物処理計画を定めて処理する。

雨水貯留浸透施設

雨水貯留浸透施設は、雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するもの。

雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水などの雑用水として利用することもできる。

雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止するとともに、地下水のかん養にも効果がある。

エコドライブ

温室効果ガス排出量の削減を目的とした環境に配慮した自家用車使用のこと。やさしい発進や加減速の少ない運転、早目のアクセルオフ、エアコンの使用を控えめにする、アイドリングストップなど。

エコマーク商品

様々な商品（製品及びサービス）の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品であり、エコマークが付けられているもの。

SDGs（Sustainable Development Goals、エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標。平成 27 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28（2016）年から平成 42（2030）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っているのが特徴。

NOx（Nitrogen Oxides、エヌ・オー・エックス）

窒素の酸化物のこと。大気汚染物質としては、一酸化窒素、二酸化窒素が主である。石油、石炭等の燃焼によって発生し、工場、ビル、自動車、家庭などから排出される。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素のかたちで大気中に放出され、紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなる。なお、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は温室効果ガスのひとつである。

NPO（Non-Profit Organization、エヌ・ピー・オー）

民間非営利組織。公益の増進に寄与する活動を行う、営利を目的としない民間組織。

LED (Light Emitting Diode、エル・イー・ディー)

発光ダイオード。順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。電球や蛍光灯に比べ電気消費量が少なく、寿命も圧倒的に長いことから、次世代の照明として期待されている。

温室効果ガス

地球から宇宙に放射される赤外線を吸収する性質を持つガスのこと。人間活動の拡大に伴い、温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、地球規模の気温の上昇、気候の変動などがもたらされる地球の温暖化が懸念されている。温室効果ガスとして、二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4) などがある。

【力行】

外来種

もともとその地域で生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。ただし、自然の力で移動する渡り鳥、海流によって移動してくる魚や植物の種などは外来種ではない。

環境家計簿

毎日の生活の中で、環境に関係する行動を家計簿のように記録し、家庭からどれだけの環境負荷が発生しているかを、家計の収支計算のように行うもの。毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に係数を掛け、家庭から排出される二酸化炭素量を計算する形式が一般的。

環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条により定められた「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。この基準は環境施策をすすめる際の目標であり、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保をはかっているものである。

環境審議会

町の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するための審議会のこと。審議会は、町民、事業者、学識経験者から、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織される。

環境マネジメントシステム

企業や団体などの組織が環境方針、目的・目標などを設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセスなどのこと。国際的な環境マネジメントシステム規格として I S O 14001 がある。

環境ラベル

製品の環境への影響度をチェックして、一定の基準に合致するものに与えられるラベルのこと。多くの商品に適用され、環境への負荷が少ないものとそうでないものとが明確になる。

かん養

雨や川の水などの地表水が地中の帯水層に浸透し、地下水が供給されること。自然状態でのかん養量が少ない場合は、地盤沈下や湧水枯渇などの対策として、人為的にかん養を行う。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）

C O P（コップ）とは、Conference of the Parties の略称。条約の最高意思決定機関である条約締約国会議のこと。ここでは、気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国による会議を指す。平成 7 年にドイツのベルリンで第 1 回締約国会議（C O P 1）が開催されて以来、毎年開催されている。

平成 27 年 12 月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）において、京都議定書に代わる新たな国際枠組みとなる「パリ協定」を含む C O P 決定が採択された。パリ協定では途上国を含め条約に加盟するすべての国・地域が責任を負うこととなった。また、世界共通の目標として産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑え、さらに 1.5 度に収めるよう努力することが明記された。

丘陵地景観基本軸

東京都景観条例及び景観づくり基本方針に基づいて定めたもの。東京都全体から見て景観の骨格となる地域を指定したもので、重点的に景観づくりを進めていく地域。

丘陵地景観基本軸区域内では、良好な景観形成を誘導する目的で、一定規模以上の建築物や工作物の新改増築、開発行為、土砂採取などを行う場合には、事前に東京都知事あての届出が必要となる。

グリーンマーク商品

古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として、財団法人古紙再生促進センターが昭和 56 年 5 月に制定したマーク。原則として古紙を 40%以上利用した製品。ただしトイレットペーパーとちり紙の場合は 100%、コピー用紙と新聞用紙の場合は 50%以上利用したもの。

クールスポット

地域緑化、樹林地等の保全、公園緑地等の整備、農地の保全・活用等による緑・水の確保、屋上・壁面緑化等を通じた地表面被覆の改善を通じて、緑の保全・創出、風の道の形成を進めていくことが重要である。人が通行や休憩等をする際の暑さを緩和するため、微細ミスト設備、散水設備、ひさし、緑などが配置された場所のことをいう場合もある。

経済センサス・活動調査報告

全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査結果をまとめた政府刊行物のこと。

減農薬栽培

一般の場合に比べて農薬の使用量を減らすこと。また、農薬の中でも特に毒性の強いものを使用しないこと。

光化学オキシダント（O_x）

大気中のVOCやNO_xが紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどをいう。高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす。

光化学スモッグ

生成された光化学オキシダントが、気象条件により大気中で拡散されず滞留することで空が霞んで白いモヤがかかったような状態のこと。「目がチカチカする」、「喉が痛い」などの症状がでる場合がある。

高効率設備

従来の設備に比べてエネルギー効率が低い設備のこと。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている。

国連持続可能な開発サミット

ニューヨークの国連本部において平成 27 年 9 月に開かれた、環境問題と持続可能な開発に関する国連主催の国際会議のこと。150 を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。

【サ行】

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。

在来種

その土地に従来成育している固有の動物、植物の種。一般に在来種は江戸時代以前に存在した動物、植物を対象とする。

さやま花多来里の郷

箱根ヶ崎 2 番地付近の都市計画緑地内にある「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」の拠点施設のこと。都内では珍しい 20 万株以上のカタクリが群生する。

狭山近郊緑地保全区域

狭山近郊緑地保全区域は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を有する緑地の保全や、無秩序な市街化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき、国土交通大臣の指定を受けている。近郊緑地保全区域内では、自然保護と土地利用との調和を図る目的で、一定規模以上の建築物や工作物の新改増築、土地形質の変更、土石等の採取及び木竹の伐採などを行う場合には、事前に東京都知事あての届出が必要となる。

残堀川水質調査会

立川市、武蔵村山市及び瑞穂町の3市町からなり、定期的に水質調査、生物調査を実施している。また、都に対する残堀川の改善要望などを行っている。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年 9 月にニューヨーク・国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標（持続可能な開発目標〔SDGs〕）を掲げている。

持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。また、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を「持続可能な社会」ということがある。

循環型社会

①製品などが廃棄物になることが抑制される。②製品などが循環資源となる場合は適正に循環的な利用が行われる。③循環的な利用が行われない場合は適正に処分される。これらにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）

し尿などを微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理し、公共用水域などに放流するための設備または施設。し尿のみを処理するものを単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（風呂や台所の排水、洗濯排水など）を併せて処理するものを合併処理浄化槽という。合併処理浄化槽は、単独浄化槽よりも水質汚濁物質の削減量が極めて多く、比較的安価で容易に設置できるため、公共下水道未整備区域などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

食品ロス

食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。家庭における食品ロスは、①消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、②食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、③食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。

暑熱環境

身体に影響を与える夏の暑さ環境のこと。夏の街なかで熱く感じるのは、気温に加え、周りの建物・道路等から熱を受けるためである。屋外や半屋外などを対象とし、光や水、風などの自然の力を活かして暑さをコントロールする対策手法がある。

人材リスト（瑞穂町総合人材リスト）

瑞穂町の各地域で、多くの人が互いに生涯学習活動やまちづくり活動を学びあえるよう、さまざまな知識や経験を持つ人材の情報を収集したリスト。

浸透性舗装

舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。

浸透トレンチ、浸透ます

降った雨をその場で地中へ浸透させることにより、流出抑制効果のみならず、地下に還元することにより都市の水循環の改善を目的とする雨水浸透施設。

3R（スリーアール）

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組（リデュース、リユース、リサイクル）の頭文字をとったもの。リデュース（REDUCE）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、リユース（REUSE）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、リサイクル（RECYCLE）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することで、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められている。

生物多様性

一般には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念のこと。

総資源化率（ごみの資源化率）

収集や持ち込まれたごみのうち、どれだけ資源化されたかの割合。リサイクル率ともいう。

【タ行】

第 1 種区域

自衛隊や在日米軍の航空機の離発着等に伴う騒音が著しいと認めて防衛大臣が指定する区域。騒音の強度、発生回数および時刻などを考慮し区分したものであり、W E C P N L（加重等価継続感覚騒音レベル）75 以上（新基準においては L d e n〔時間帯補正等価騒音レベル〕62 以上）の区域。住宅防音工事の助成対象区域とされている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナー P C B の総称。塩素を含む物質を焼却することなどにより発生する。主に食べ物と飲み水から体内に取り込まれる。猛毒であり、発がん性や催奇形性が強いとされ、環境ホルモンとしての作用もある化学物質。

代替フロン

特定フロン（クロロフルオロカーボン：C F C、ハイドロクロロフルオロカーボン：H C F C）の代わりに使用されるフロン（ハイドロフルオロカーボン：H F C）。オゾン層破壊係数はゼロだが、温室効果が高い。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、屎尿汚染の指標として使われている。

河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められており、「50MPN／100ML 以下」～「5,000MPN／100ML 以下」となっている。

地球温暖化対策計画

C O P 21 で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

計画では、平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として平成 62（2050）年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるもの。

地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定するものとされている計画。計画には、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画である事務事業編、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画である区域施策編の2つがある。

チップ化

一般に小片をチップという。剪定枝を小片化することにより、路面材や土壌改良材（堆肥化）等により再利用される。

低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気、太陽光、エタノールなどを動力源とする車が開発されている。

低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスを極力排出しない経済社会像のこと。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

適応策

既に起こりつつある、あるいは今後起こり得る地球温暖化による影響への備えとして、自然や人間社会のあり方を調整する対策のこと。例えば、治水対策や熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策や栽培種の変更、生態系の保全などがある。

出前講座

瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座。ボランティア講師による各種講座の開設や、町が実施している施策の説明など、いつでもどこでも気軽に学習できる機会を提供し、協働して生涯学習によるまちづくりを推進していくもの。

電気自動車

ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させる。

東京たま広域資源循環組合

昭和 55 年 11 月に、一般廃棄物最終処分場の設置と管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域 25 市 1 町で構成されている。

特定フロン

オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン（クロロフルオロカーボン：CFC 及びハイドロクロロフルオロカーボン：HCFC）のこと。

ドライ型ミスト発生装置

細かい霧を発生させ、その水滴の気化熱によって冷涼感が得られる装置。

【ナ行】

内分泌攪乱物質（環境ホルモン）

内分泌かく乱作用を持つ化学物質のこと。国の見解では「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」としている。

燃料電池

水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステム。利用の段階では水しか排出しない。

燃料電池自動車

燃料電池を搭載した電気自動車のこと。ガソリン駆動車に比べてエネルギー効率が高いのが特徴。排出されるのは水だけで、CO₂やNO_x、SO_xなどの温室効果ガス・大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。

ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動

循環型社会の実現に向け、住民、事業者の協力を得て、ごみの減量と地球資源の節約のための取組。消費行動からごみに対する意識、環境意識を持ち、マイバッグを持って出かけ、余計なレジ袋をもらわない、環境にやさしいライフスタイルを構築するための運動。

【ハ行】

ハイブリッド自動車

内燃機関エンジンと電池との両方を組み合わせ、双方の利点を生かして全体のエネルギー効率を向上させた自動車を指す。省エネルギー効果があるほか、NO_xや黒煙の排出も低減されるという特徴がある。なお、コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車をプラグインハイブリッド自動車といい、PHVまたはPHEVと略される。

花植え運動

環境美化を目的とし、町内会や児童達の手によって公園や通り沿いに色とりどりの花を植える運動。

パリ協定

平成27年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択され、平成28年11月4日に発効した。「主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること」等が義務付けられ、また、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに、工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を認識して継続すること、気候変動の悪影響に適応する能力を高めること、などが掲げられている。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質(Particulate Matter)のうち、粒径2.5μm以下のものを指す。肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

ヒートアイランド現象

二酸化炭素(CO₂)などの「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球の気温が上昇する現象のこと。

VOC(揮発性有機化合物)

塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する。

不老川流域対策推進協議会

不老川流域の川越市、所沢市、狭山市、入間市、瑞穂町の4市1町が、流域内の急激な都市化と近年の異常気象に伴う降雨への対応として、雨水対策などを推進していくための組織。雨水、治水対策として、各戸への雨水浸透ますの設置や公共施設での雨水の貯留の推進、関係機関への要望活動などを実施。

フロン

クロロフルオロカーボン（炭素、フッ素、塩素の化合物）の通称。化学的に安定しており人体に無害であるが、成層圏に達すると強い太陽光線で分解された塩素原子を放出し、オゾン層を破壊する。その結果、地上に到達する紫外線量が増加し、皮膚がんの増加や異常気象をもたらすおそれがある。

ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所。

保存樹木・保存樹林地制度

町内に点在する大きな樹木、そして屋敷林や平地林などの樹林地を所有する人へ奨励金を交付する制度。基準で定めた樹木や樹林地を、所有者の申請により5年間の保存協定を結ぶ。所有者は通常の管理をし、年度末に奨励金を交付するとともに、保存指定をした樹木などには標識を設置する。

【マ行】

マスタープラン

基本的な方針を定めた計画のこと。

みずほエコパーク

町民の健康を増進し、リサイクルと環境学習を推進することを目的として設置された公園で、生態や環境を学ぶことを意味するエコロジーとのかかわりが深いことから、名称をエコパークとした。ウッドチップ散策路やドッグランがあり、定期的にフリーマーケットの開催も行っている。

瑞穂町宅地開発等指導要綱

町における無秩序な宅地開発などを防止し、良好な市街地の形成を図るため、開発行為などを行う事業主に対して協力と応分の負担を要請し、公共・公益施設の整備を促進し、緑豊かな自然と都市機能が調和した快適な生活環境の実現を図ることを目的とした要綱。

瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略

町民に対して人口の現状と将来の姿について正確な情報を提供することにより、認識の共有を行うことを目的とした戦略。「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定に基づき、平成27年度に策定。戦略期間は、平成27（2015）年度から平成32（2020）までの6年間。

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画

狭山池上流部やさやま花多来里の郷、郷土資料館と狭山丘陵の自然環境資源を結びつけ、地域資源として互いに連携させ、来訪者の回遊性を高め、観光の振興をはかる町の計画のこと。

緑の基金

緑地の保全及び緑化の推進に必要な資金に充てるため、条例（瑞穂町緑の基金条例）により設置された基金。

【ヤ行】

有機栽培

①化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、②遺伝子組換え技術を利用しない、③栽培に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法のこと。

遊休農地

農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

ユニバーサルデザイン

文化や言語、国籍の違い、老若男女といった差異や、障害、能力の有無を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことをいう。対象を障がい者に限定しない点で、バリアフリーとは異なる。

【ラ行】

リユース

一度使用したものをそのままの形で再び使用することであり、日本語では再使用のこと。

冷媒

冷凍機・冷房機内を循環して、圧縮による液化・放熱、気化・吸熱を繰り返し、冷却する媒体として用いられる物質のこと。

エアコンの場合、室内機と室外機を結ぶ配管の中で循環しているガスを指し、このガスを圧縮して熱したり、膨らませて冷やしたりすることで配管の温度を変え、そこに風を当てて温風や冷風を出す。このため、圧縮などによって化学変化しにくい性質が求められる。これまで、冷蔵庫やクーラーではフロン系の冷媒が広く用いられてきた。

レジリエント

英単語の「resilient」で、「弾力のある」、「回復力のある」などの意味。ここでは、「強靱」という意味で用いられる。